

第4章 安心安全都市をめざして

第1節 市民の安心

第2節 市民の安全

第1節 市民の安心

1. 相談

■現況と課題

景気の低迷や少子・高齢社会、高度情報化社会などの近年の急激な生活環境の変化、また、核家族化の進行により、人間関係などの様々なトラブルが発生するようになってきています。このような社会の中で市民が安心して暮らすためには、個人では対応が難しく、問題解決のための専門的な知識や情報を得る必要がある場合も増えています。

これらに対しては、専門家による相談を気軽に受けられるような市民相談の充実を図っていく必要があります。

■基本方針

各種専門相談を通じて市民が安心して暮らせるよう、相談事業の充実に努めます。

■施策の体系

1. 相談 —— (1)市民相談を通じた安心な暮らし —— ①市民相談事業の充実

■施策及び施策内容

(1)市民相談を通じた安心な暮らし

施 策 内 容	
①市民相談事業の充実	○市民生活を送る上で生じる様々な問題の解決を図るために、弁護士・税理士などの有資格者による専門相談を実施します。

◆指標

区 分	現 情 値	目標値(平成27年度末)
専門相談の利用件数	1,154件	1,440 件

■主な事業

市民相談事業

●市民相談状況

(単位:件)

	取り扱い件数				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総 数	1,115	1,133	1,182	1,138	1,150
行政相談	4	5	17	26	23
法律相談	905	877	881	861	851
交通事故相談	59	82	82	88	85
登記・測量相談	35	50	61	38	43
税務相談	71	68	76	71	71
宅地建物相談	26	29	41	21	40
行政書士相談	15	22	24	33	37

資料:生活安全課



2. 消費生活

■現況と課題

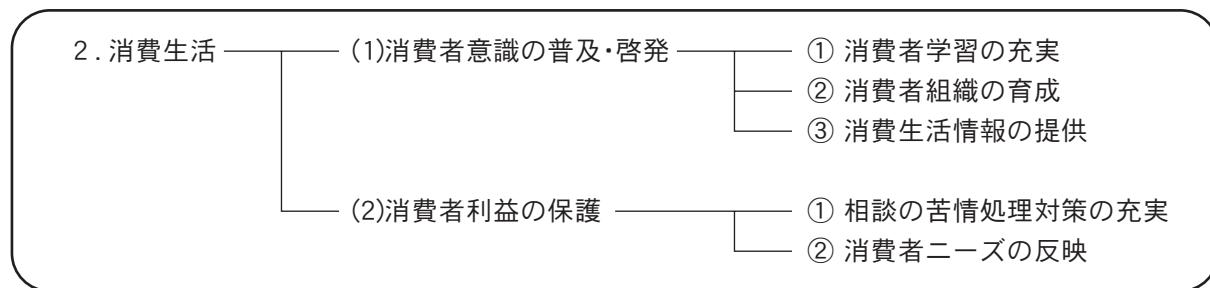
消費者を取り巻く環境は、経済・社会の高度情報化、グローバル化、規制緩和等により大きく変化し、一方では、消費者の意識も個性化・多様化しており、これらにより発生する消費者問題も一層複雑・多様化しています。消費生活の安定と向上を図るためにには、消費者教育や情報提供、消費者組織の育成などにより、市民自らが正しい知識と的確な判断力を身に付けることが重要です。

また、行政においても、関係機関との連携を強化し、相談・苦情処理体制を充実するなど、消費者の安全と利益を守っていく必要があります。

■基本方針

市民の消費生活の安全と安定を図るため、消費者意識の啓発を推進するとともに、消費者の安全確保と利益の保護に努めます。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 消費者意識の普及・啓発

施 策 内 容	
①消費者学習の充実	○消費者教室や講座等を開催し、消費者の学習の機会を提供することにより、基本的な知識の習得や問題意識の高揚を図ります。
②消費者組織の育成	○自主的な消費者活動を進めるグループの育成を図るとともに、活動を支援します。
③消費生活情報の提供	○消費者問題に関する資料の展示や情報の提供に努めます。 ○生活用品の再使用に関する情報提供の拡充に努めます。

◆指標

区分	現況値	目標値（平成27年度末）
消費生活情報の提供が適切に行われていると感じている市民の割合	31.2 %	50 %

(2)消費者利益の保護

施策内容	
①相談の苦情処理対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○複雑・多様化する消費者トラブルの相談・苦情に対応するため、消費生活相談員の充実に努めます。 ○問題の早期解決と未然防止を図るため、全国消費生活情報ネットワークシステムを活用し、相談・苦情処理対策の充実に努めます。
②消費者ニーズの反映	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者の声を反映し、市民生活に直結した消費者行政を推進します。 ○消費者を保護するため、国・県の関係機関と連携し、簡易商品テストを実施します。

◆指標

区分	現況値	目標値（平成27年度末）
相談件数に対する適正処理件数の割合	99.8 %	100 %

■主な事業

消費生活情報提供等事業 / 消費団体育成事業 / 消費者教室開催事業

●消費生活苦情相談件数

(単位:件)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総数	1,609	1,377	1,257	1,220	1,217
食料品	42	50	62	39	50
住居品	71	50	62	40	57
光熱水品	7	14	9	12	11
被服品	33	24	32	29	26
保健衛生品	45	34	27	29	27
教養娯楽品	120	106	82	71	84
車両・乗り物	38	18	18	21	24
土地・建物等	62	52	36	41	56
その他の商品	146	171	64	117	37
商品関連役務	191	147	128	168	158
役務	790	635	672	577	602
その他の相談	64	76	65	76	85

資料:消費生活センター

第2節 市民の安全

1. 防 災

■現況と課題

本市では、市民の生命・財産を守るために、各種の災害対策に取り組んでいます。

「自分の命は、自分で守る」、そして助け合いの輪を広げ、「自分たちのまちは、自分たちで守る」ために、市民の防災意識の普及・啓発、地域の自主的な防災組織の育成など、地域住民と市が一体となって災害予防体制を確立していくことが必要になっています。また、災害発生時においては食糧など物資の確保をはじめ、復旧体制、医療救護など関係団体と自治体との応援体制の強化など、災害応急対策の一層の充実を図っていくことも必要です。

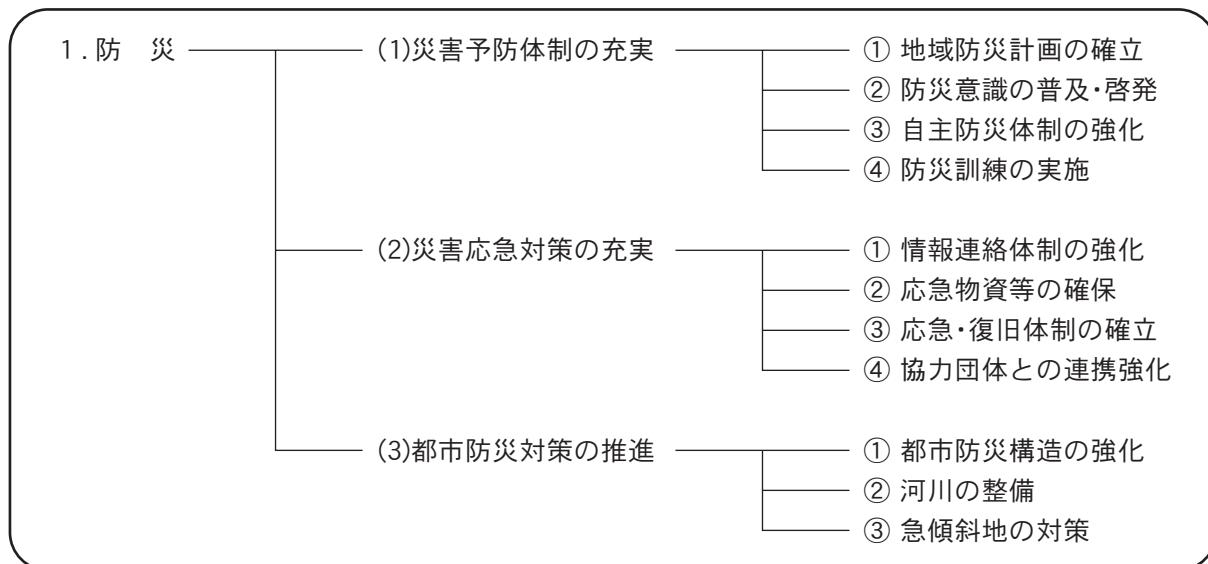
災害の危険性を出来るだけ少なくするために、市街地から河川に至るまでの雨水排水施設の整備・改修、がけ崩れ防止などの風水害対策や、道路、公園、緑地などオープンスペースの確保を推進し、災害に強い都市構造を形成していく必要があるとともに、総合的な雨水対策として、地下水の低下、地盤沈下、都市の砂漠化、下流域への流出量の増加による浸水被害等を未然に防止するため、雨水流出抑制施設、雨水浸透施設等の設置など、計画的な雨水対策を推進していく必要があります。

■基本方針

地震や集中豪雨等による災害に備え、市民の防災意識の普及・啓発と自主防災体制の強化等に努めながら、情報連絡体制の強化等、災害予防から応急・復旧までの総合的な防災体制の確立を図ります。

また、開発事業等による宅地開発区域の雨水流出抑制施設の設置、雨水浸透枠等の設置および、一般住宅についても浸透枠等の設置を要請するなど、計画的・総合的な雨水対策を推進していきます。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 災害予防体制の充実

施 策 内 容	
①地域防災計画の確立	○災害に強いまちづくりを推進するため、計画の内容を見直し、充実を図ることにより、総合的かつ計画的な地域防災計画の確立に努めます。
②防災意識の普及・啓発	○災害時に役立つ知識や行動力を身につけるため、防災教室や体験学習を実施するとともに、広報やホームページへの掲載、マップ等印刷物を通じて、市民の防災意識の普及・啓発に努めます。
③自主防災体制の強化	○「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを基本に、町会・自治会等による自主防災組織結成の促進並びに育成を推進するとともに、自主的な防災活動の支援に努めます。
④防災訓練の実施	○防災関係機関相互の連携強化を図り、また自主防災組織の参加を含めた地域住民が自主的な防災活動ができるよう、密着した防災訓練を実施します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
災害時の避難場所を知っている市民の割合	77.3 %	80 %
自主防災組織数	117 組織	149 組織



(2)災害応急対策の充実

施 策 内 容	
①情報連絡体制の強化	○迅速かつ的確に情報収集・伝達するため、防災行政用無線固定系および移動系の整備を図り、情報連絡体制を強化します。
②応急物資等の確保	○非常用食糧、防災資機材等備蓄品の維持管理をするとともに、関係団体、企業等と医薬品、生活必需品などの応急物資を確保するため、災害時協力体制の整備を図り、優先的な供給体制の確立に努めます。
③応急・復旧体制の確立	○関係機関・団体や民間事業所との連携のもと、被災者の救助や電気、ガス、上下水道、通信、交通といった生活関連施設など、被災箇所の応急・復旧体制の確立に努める。
④協力団体との連携強化	○防災関係機関・団体や民間事業所に対し、災害時における医療救護活動や復旧活動等の応援協力要請が迅速に行えるよう、災害時協力協定を強化し充実させます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
固定系子局数	116 局	119 局
災害時協力協定締結数	29 協定	35 協定



(3)都市防災対策の推進

施 策 内 容	
①都市防災構造の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○主要な道路・橋梁やライフルイン、防災拠点施設等の耐震性の強化を図るとともに、一時避難場所や延焼防止等の機能を担う公園・緑地など防災空間の整備に努めます。 ○集中豪雨等による災害の危険性を少なくするため、雨水排水施設の整備・改修に努めます。 ○雨水の急激な流出による浸水被害、地下水位の低下などを防止するため、貯留施設や浸透施設の設置を推進します。
②河川の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○河川の氾濫による災害を防止していくために、一級河川の印旛放水路(新川・花見川)・石神川・神崎川の整備を国・県に要請します。 ○勝田川の溢水対策として、千葉市・佐倉市・四街道市・八千代市の4市で設立した勝田川改修協議会により河川改修を行います。 ○準用河川(高野川)について、整備を進めます。
③急傾斜地の対策	<ul style="list-style-type: none"> ○がけ崩れや地滑りの恐れがある区域の把握に努めるとともに、危険度の高い急傾斜地に対して崩壊危険区域の指定を行い、急傾斜地崩壊対策に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
急傾斜地崩壊対策整備延長	5,351 m	5,570 m

■主な事業

自主防災組織創設・育成事業 / 防災行政無線整備事業 / 地域排水整備事業
 準用河川高野川改修事業 / 勝田川改修事業 / 急傾斜地崩壊対策事業

●災害時の避難場所

避難場所	所在地	収容地域	備考
大和田小学校	萱田町6 2 8	大和田、萱田町	○
大和田南小学校	大和田6 2 8	大和田	○
大和田中学校	萱田町6 4 5	萱田、萱田町、ゆりのき台2丁目	○
萱田中学校	ゆりのき台7-8-1	ゆりのき台5・7丁目	○
大和田西小学校	大和田新田4 0 9 - 3	大和田新田	○
京成バラ園	大和田新田7 5 5	大和田新田、緑が丘	
新木戸小学校	緑が丘2-4	大和田新田、緑が丘、吉橋	○
高津中学校・高津小学校一帯の地域		大和田新田、高津団地	◎○
萱田小学校	ゆりのき台6-2 0	ゆりのき台4・6・8丁目、萱田	○
萱田南小学校	ゆりのき台3-7-3	ゆりのき台1・3丁目、大和田新田	○
南高津小学校	高津4 2 1 - 3	高津団地、高津	○
西高津小学校	高津8 3 2 - 3 8	高津団地、大和田新田	○
東高津中学校	高津1 0 9 2	高津、高津東1~4丁目	○
八千代中学校	八千代台北1 4 - 9 - 1	八千代台北1 4 ~ 1 7丁目、高津	○
日本アイ・ビー・エム八千代台グランド	八千代台北1 1 丁目	八千代台北4丁目、8~13丁目	◎
八千代台第一公園	八千代台北3-9-1	八千代台北2・3・5・8丁目	
八千代台西小学校	八千代台西7-2 3 - 1	八千代台西6・7丁目、八千代台北7丁目	○
八千代台西中学校	八千代台西7-2 3 - 3	八千代台西5~8丁目、10丁目	○
八千代台西市民の森	八千代台西9丁目	八千代台西4、9丁目	
八千代台南市民の森	八千代台南3丁目	八千代台南1~3丁目	
八千代台東小学校	八千代台東2-5-1	八千代台東1~4丁目	○
八千代台東第二小学校	八千代台東6-2 6 - 1	八千代台東3~6丁目	○
八千代台小学校	八千代台西1-8	八千代台西1~3丁目、八千代台北1、6、7丁目	○
八千代総合運動公園	萱田町2 5 3	萱田町、村上、萱田	◎
八千代高等学校	勝田台南1-1-1	勝田台1・2丁目、勝田台南1~3丁目、 勝田、村上、下市場、下市場1・2丁目	◎
勝田台小学校	勝田台2-1 4	勝田台1・2・7丁目	○
勝田台中央公園	勝田台3-3 1	勝田台3・4丁目	
勝田台中学校	勝田台3-1	勝田台3・4丁目、勝田	◎○
勝田台南小学校	勝田台5-9	勝田台5・6丁目、勝田	○
村上小学校	村上団地1街区	村上団地、村上、村上南1~5丁目	○
村上中学校	村上1 6 4 3 - 5 5	村上団地、村上、村上南1~5丁目	○
村上東中学校、村上東小学校、 緑地公園、中央公園一帯の地域		村上団地、上高野	◎○
村上北小学校	村上団地3街区	村上団地、村上	○
阿蘇小学校	米本2 5 8 6	米本、下高野	○
米本南小学校	米本2 3 0 1	米本団地、米本	○
米本小学校	米本1 3 8 6 - 6	米本団地、米本	○
少年自然の家	保品1 0 6 0 - 2	保品、神野、堀之内	
睦小学校	桑納1 7 6	桑納、島田、桑橋、麦丸	○
睦中学校	島田台7 5 6	島田台、吉橋、尾崎、桑橋	○
秀明大学	大学町1-1	真木野、島田台、大学町、神久保、小池、佐山、平戸	
陸上自衛隊習志野演習場	八千代台北9丁目地先	八千代台、高津、高津団地、 高津東1~4丁目、大和田新田	◎

※◎は広域避難場所、○には災害用井戸・防災倉庫を設置

資料:総合防災課

2. 消防

■現況と課題

本市の火災発生件数は、平成16年の101件をピークに年々減少し、平成21年は50件の発生となっていますが、依然として平成17年から平成21年までの過去5年間で平均61.2件となっています。出火の主な原因は、放火または不注意などとなっています。これらの火災を未然に防ぐため、市民の防火意識の普及・啓発や予防活動の一層の推進を図っていく必要があります。また、建築物の高層化・密集化、生活者の高齢化など、時代背景に対応した常備消防の充実とこれを補完する消防団の活性化など、消防体制の充実・強化を図っていく必要があります。さらに老朽化した消防署の整備および北西部における市街地の拡大に対応した整備が必要となっています。

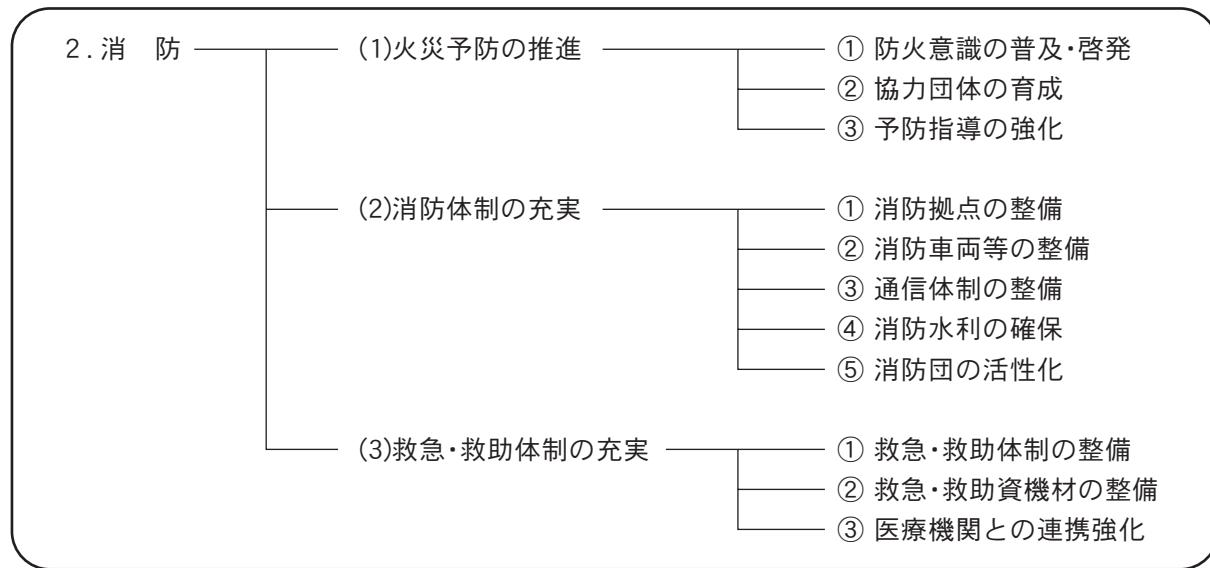
救急出場は、平成17年と比較して平成21年は312件の減で7,003件、また特別救助隊の出動は、3件の増で、64件となっています。交通事故や火災などの災害はますます複雑・多様化しており、これらに対応するためには、救急・救助に従事する職員の専門的教育の高度化や資機材の整備を継続的に進め、人命最優先の救急・救助体制を確立するとともに、救急現場に居合わせた市民による応急手当の普及・啓発に努めていく必要があります。

■基本方針

火災などの災害から市民の生命や財産を守るため、消防体制の充実を図るとともに、災害予防活動を推進し、防火意識の普及・啓発に努めます。

また、老朽化している消防署の整備を進めるとともに、救急・救助需要に対応した救急車両等の装備の高度化をはじめ、救急・救助隊員の知識・技術の向上、救急救命士の養成を含めた、救急業務メディカルコントロール体制の充実を図ります。

■施策の体系



※救急業務メディカルコントロール＝救急現場から医療機関へ搬送される間において、救急救命士等に医療行為が委ねられる場合、医師が指示または指導・助言ならびに検証してそれらの行為に対する質を保証すること

■施策及び施策内容

(1)火災予防の推進

施 策 内 容	
①防火意識の普及・啓発	○火災原因の教訓をもとに、市民や事業所に対し、あらゆる広報機会を通じて火災予防に関する知識・技能の普及・啓発、情報提供に努めます。
②協力団体の育成	○事業所が参画する八千代市防災協会や、「火災予防は幼児から」をスローガンとして結成された幼年消防クラブの指導・育成に努めます。
③予防指導の強化	○建物等の計画段階からの防火構造の規制や、消防用設備等の設置指導を積極的に推進するとともに、完成した施設に対する立入検査の実施など、防火管理体制の強化や消防用設備等の維持管理などソフト・ハードの両面での予防指導の強化に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
火災の出火率(件/人口-万人)	2.6 %	2.1 %

(2)消防体制の充実

施 策 内 容	
①消防拠点の整備	○消防力の整備指針に基づき、消防活動の拠点である消防庁舎の効率的な配置に努めます。 ○老朽化した消防署の整備を図ります。
②消防車両等の整備	○複雑多様化する災害に対応するため消防車両等の更新および増強をし、消防力の維持、強化に努めます。
③通信体制の整備	○119番緊急通報に係る位置情報通知システムの導入を図ります。 ○消防救急無線の広域化および共同化整備を推進します。
④消防水利の確保	○大規模地震等における延焼火災に対応するため、消防水利整備要綱および防火水槽整備計画に基づき、耐震性防火水槽(40m ³ ・100m ³)を住宅密集地に整備します。
⑤消防団の活性化	○消防団の施設・装備の整備を進めるとともに、女性・青年層の消防団活動への参加を促進することにより消防団の組織の活性化を図ります。

第4章 安心安全都市をめざして

◆指標

区分	現況値	目標値(平成27年度末)
女性消防団員数	12人	30人
防火水槽数(公設)	416基	441基

(3) 救急・救助体制の充実

施策内容	
①救急・救助体制の整備	○救急・救助隊員の適切な応急処置および救助技術を向上させ、市民への応急手当の普及啓発を推進させるとともに、医療機関による救急メイカルコントロール体制の充実を図ります。 ○救急救命士の養成に努め、救命率の向上を図ります。
②救急・救助資機材の整備	○救急・救助需要の増大や多様化に対応するため、高度救助資機材および都市型救助資機材の整備を図ります。
③医療機関との連携強化	○東京女子医科大学附属八千代医療センターをはじめ、市内外の医療機関との連携を強化し、救急活動の迅速化に努めます。

◆指標

区分	現況値	目標値(平成27年度末)
応急手当普及率(普通救命講習)	5.9%	7.9%
救急救命士数	23人	30人

■主な事業

東消防署移転・改築事業 / 消防広域化事業 / 消防救急無線の広域化及び共同化整備事業
消防水利整備事業

●火災の状況

	火 灾 件 数					罹 灾 世帯数	罹 灾 者 数	建物焼 失面積	死 者	負傷者	損 壊 見積額
	総 数	建 物	車両	林 野	その 他						
平成18年	60	32	2	—	26	20	50	m ² 床:536 表:9	3	6	83,737
19	65	43	3	—	19	18	47	床:691 表:29	0	8	53,576
20	54	27	8	—	19	17	48	床:542 表:58	0	4	113,174
21	50	26	11	—	13	13	32	床:1,083 表:91	2	24	138,108
22	41	19	6	—	16	11	25	床:255 表:4	1	4	54,357

資料：消防本部

●時間別火災発生件数

(単位:件)

	総 数	0時 ～ 2時	2時 ～ 4時	4時 ～ 6時	6時 ～ 8時	8時 ～ 10時	10時 ～ 12時	12時 ～ 14時	14時 ～ 16時	16時 ～ 18時	18時 ～ 20時	20時 ～ 22時	22時 ～ 24時	不明
平成18年	60	2	2	3	0	0	11	5	13	5	7	7	5	—
19	65	4	5	3	4	3	3	5	11	9	6	5	3	4
20	54	3	4	0	1	4	4	9	7	6	5	5	6	—
21	50	3	7	3	3	3	3	3	7	3	9	3	3	—
22	41	2	2	3	0	5	3	3	5	4	4	6	3	1

資料：消防本部

●救急出場件数

(単位:件)

	総数	交通	急病	一般負傷	労働災害	加害	運動競技	自損行為	水難	火災	自然災害	その他
平成18年	7,143	723	4,189	1,027	74	78	35	99	0	30	0	888
19	7,275	754	4,202	896	75	80	31	93	0	49	0	1,095
20	6,957	680	4,023	888	64	77	31	138	0	42	0	1,014
21	7,003	680	4,044	984	66	89	31	132	2	37	2	936
22	7,601	668	4,550	1,004	70	85	46	134	2	23	5	1,014

資料：消防本部

3. 防 犯

■現況と課題

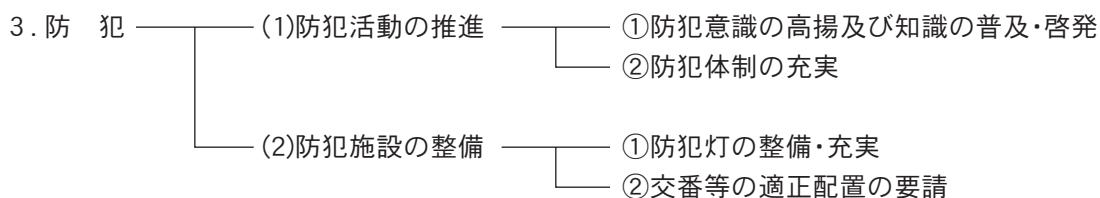
近年の少子・高齢化や核家族化といった急激な社会情勢の変化に伴う住民相互の連帯意識の希薄化は、防犯組織の結束力の低下を招き、ひいては犯罪の増加傾向を招いています。そして、このことは市民の日常生活における安心安全の確保が脅かされる一因ともなっています。

犯罪のない、だれもが安心して暮らせるまちを実現するためには、市民自らが安全意識を持ち続けるのはもちろんのこと、日頃から市民と行政が一体となって積極的な防犯活動を推進していく必要があります。

■基本方針

全ての市民が犯罪から守られるよう、防犯施設の整備を図るとともに、地域住民や各種住民団体、事業者、行政、警察その他の関係機関がお互いに連携をとり合い、一体となって地域の安全活動に取り組んでいけるような良好な地域コミュニティの育成に努め、安心で安全なまちづくりを推進します。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 防犯活動の推進

施 策 内 容	
①防犯意識の高揚及び知識の普及・啓発	○犯罪の防止、青少年の非行防止などの広報活動を活発に展開し、防犯意識の高揚および知識の普及・啓発に努めます。
②防犯体制の充実	○市民、警察、防犯関係団体(防犯組合連合会等)との連携を深め、地域防犯体制の整備・充実に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値(平成27年度末)
防犯パトロール実施延日数	262 日	365 日
住んでいる地域に犯罪が多いと感じている市民の割合	35.2 %	30.2 %

(2)防犯施設の整備

施策内容	
①防犯灯の整備・充実	○防犯灯の設置に要する経費および維持管理に要する経費に対し支援し、防犯灯の整備・充実に努めます。
②交番等の適正配置の要請	○犯罪防止のため、交番等の適正配置を関係機関へ要請します。

◆指標

区分	現況値	目標値(平成27年度末)
自治会による防犯灯管理数	12,889 灯	14,203 灯

■主な事業

防犯灯設置・維持管理支援事業 / 防犯灯設置事業 / 自主防犯組織支援事業

●刑法犯の認知件数

(単位:件)

年	総数	凶悪犯				粗暴犯				窃盗	知能犯				風俗犯		その他	
		殺人	強盗	放火	強姦	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫		詐欺	横領	偽造	背任	汚職	賭博	わいせつ	
平成17年度	3,902	0	9	0	1	0	27	30	2	24	3,237	88	0	36	0	0	0	7 441
18	3,571	1	5	0	18	0	33	37	2	5	2,864	72	3	17	0	0	0	16 498
19	3,343	2	2	3	2	0	50	35	2	10	2,591	100	2	5	0	0	0	14 525
20	2,965	0	8	2	0	0	43	47	3	12	2,274	107	1	25	0	0	0	8 435
21	3,190	1	6	1	2	0	25	50	0	10	2,578	59	3	7	0	0	0	3 445

資料:千葉県警察本部

4. 交通安全

■現況と課題

自動車交通量の増加に伴い、幹線道路の渋滞や住宅地への迂回車両による交通事故の危険性が増しています。

また、都市開発による人口の増加、高齢社会への移行、健康志向の拡大や環境問題といった社会情勢変化に伴って、高齢者の運転する車、高齢者を含む歩行者、そして自転車利用者の増加などにより、交通事故の危険性が多様化し、増大しています。

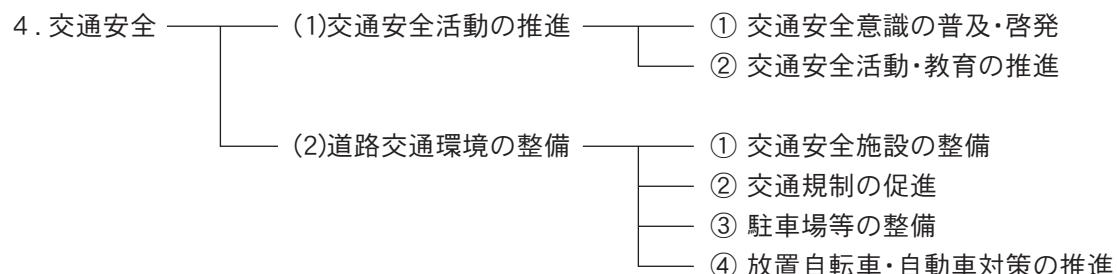
このため、市民一人ひとりの交通安全に対する意識の普及・啓発を図ることが必要となっています。

なお、駅周辺の放置自転車は、都市の美観を損ね、歩行者の通行や緊急車両等の通行に支障を来たすだけでなく、交通事故を引き起こす要因にもなります。このため、放置自転車の状況や自転車駐車場の利用状況を踏まえ、放置自転車対策および自転車駐車場の整備や老朽化した危険個所を順次改修をしていく必要があります。

■基本方針

交通事故のない安全な生活を確保するため、交通安全思想の普及を行い、警察署および関係機関と連携し交通安全啓発活動を推進します。また、放置自転車対策として、自転車利用者に対し指導を行うとともに自転車駐車場の整備および改修を行います。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1)交通安全活動の推進

施 策 内 容	
①交通安全意識の普及・啓発	○交通安全に関する団体の支援などを通し、交通安全に対する意識の普及・啓発に努めます。
②交通安全活動・教育の推進	○警察署および関係機関と連携し、各種の交通安全活動や幼児から高齢者までの交通安全教育を推進します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
シートベルト着用率	94.4 %	100 %

(2)道路交通環境の整備

施 策 内 容	
①交通安全施設の整備	○交通事故の防止と交通の安全・円滑化を図るため、交通安全施設の整備を進めます。
②交通規制の促進	○危険箇所における交通規制を警察署・公安委員会へ要請します。
③駐車場等の整備	○開発行為等に際して、駐車場の設置を指導します。 ○各駅周辺の自転車駐車場の利用状況および放置状況を踏まえ、店舗等の協力も仰ぎ、自転車駐車場の整備を促進します。
④放置自転車・自動車対策の推進	○放置禁止区域を設定し、放置自転車の撤去・保管を行うとともに、関係機関と連携を図り、啓発等の放置自転車防止に向けた対策を推進します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
自転車駐車場収容可能台数	16,067 台	17,000 台

■主な事業

交通安全施設整備事業 / 放置自転車・自動車対策事業 / 交通安全教育・啓発事業

●交通事故による死傷者数

(単位:件, 人)

	事故件数	死者	傷者
平成18年	853	4(2)	1,056(114)
19	816	6(1)	971(141)
20	775	6(2)	895(131)
21	748	3(2)	873(115)
22	651	1(1)	767(114)

※()内は、歩行者の死傷者数

資料:千葉県警察本部

